

平成23年度事業計画

第1 基本方針

1. 策定基調

昨年のがが国の経済は、前半において世界経済の回復を受け、景気が持ち直す展開もみられ、後半は円高や海外経済の減速の影響に加え、エコカー補助金や家電エコポイントなどの期限切れで景気の停滞感が強まった。

新年は、補正予算による緊急総合経済対策などの効果やアジア諸国の経済、欧米の景気回復などを受け、わが国経済の回復が期待されるところであるが、3月11日に発生した東日本大震災の未曾有の被害により、平成23年度の日本経済は、停滞局面が続き、経済の活動水準は、生産能力が需要を下回る状態が続くため、楽観できる状態ではない。

このような厳しい状況の下、わが国の国民生活、産業活動のライフラインを担うトラック運送業界は、規制緩和・コストに見合った適正運賃確保や公正取引の実現などに引き続き取り組むことをはじめとして、事故防止・環境対策・法令順守・少子高齢化時代の労働力確保など、我々に課せられた公共的使命の達成と今後のトラック事業の発展を期して活動を展開していかなければならない。

そこで、本協会が独自に開発した輸送情報照会システムの効率的活用や新たに導入したWebKITをご理解していただくことにより、輸送効率を向上し、新たなビジネスチャンスを創出できるものと期待している。

このため、平成23年度においては、国の政治の安定と経済・景気の本格的回復を実現させるため力強い政策運営を強く要望するとともに、今後の健全な事業基盤の整備を目指して、全日本トラック協会等関係団体との一層緊密な連携のもとに、以下の8項目を重点施策と位置づけ、事業計画に基づく諸施策を積極的に推進していく。

なお、事業の遂行にあたっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適切な執行に努めるものとする。

2. 重点事項

- (1) 魅力ある事業の確立と社会的地位の向上のための施策の推進
- (2) コストに見合った適正運賃確保等対策の推進
- (3) 交通安全・労働災害防止対策の推進
- (4) 適正化事業の推進による法令遵守の徹底と輸送秩序の確立
- (5) 環境問題対策の推進
- (6) トラック運送事業の社会的認知向上のための施策の推進と広報活動の充実強化
- (7) トラック協会運営体制の充実強化
- (8) 緊急・救援物資輸送対策の推進

第2 事業計画

1. 魅力ある事業の確立と社会的地位の向上のための施策の推進

(1) 労働対策

- ①運転者に対する各種研修等への積極的参加促進
- ②労働基準法・労働者派遣法見直し及び最低賃金の見直しへの対応

(2) 経営改善対策

①会員事業所のIT化の推進

輸送情報照会システムの効率的活用や新たに導入したWebKITの普及拡大及びITS等の現状並びに最新動向を把握する。

②若手経営者・後継者等の育成支援

新たな物流時代に対応した人材育成のため、各種研修会を開催するほか、流通経済大学への入学推薦や全国的に開催される各種研修会への参加を促進する。

2. コストに見合った適正運賃確保等対策の推進

(1) 原価管理の徹底を実践するとともに、荷主に対し不公平取引の是正について理解と協力を要請する。

(2) 燃料サーチャージガイドラインや下請・荷主適正取引推進ガイドラインについてのセミナー等を開催して、会員への周知と活用を促進する。

(3) 会員事業所が公的な経営安定貸付、セーフティネット保証融資を受け易くするため、保証料の一部助成を行う。

(4) 全ト協等と連携を図りながら、適正運賃確保のための制度化に向けた要請活動を推進する。

3. 交通安全・労働災害防止対策の推進

(1) 運輸安全マネジメントの積極的な導入促進等トラック事業における総合安全プラン2009に基づく対策の推進を図る。

(2) 各期交通安全運動等への積極的な取組

関係機関との連携を図りながら、各期間開催される交通安全運動等に積極的に参加するほか、ポスター等を作成して会員事業所の安全意識の高揚を図る。

- 春、夏、秋、冬の交通安全運動
- 年末年始の輸送等安全総点検
- 正しい運転、明るい輸送運動
- 過積載防止運動

- 労働災害防止強調運動
- 飲酒運転撲滅運動
- 自動車点検整備推進運動

(3) 指導運転者研修等への参加促進

事業所における運転技能の指導的立場にある者を対象として、中央研修所、ドライビングアカデミーONGA、県内自動車学校に派遣し、研修させる。

(4) 運転適性・健康診断等の積極的な受診促進

運転者の運転適性をはじめ、長時間労働から生じ易い脳・心臓疾患等及び睡眠時無呼吸症候群（SAS）などの突然死による重大事故防止のため、積極的な受診促進を図り運行管理に生かす。

(5) 各種競技会を通じての安全意識及び運転技能の向上

全国大会出場選手の選考を兼ねた、「トラックドライバー・コンテスト」「フォークリフト運転技能競技大会」や「セーフティ・トラック・チャレンジ1000作戦」を開催し、安全意識及び運転技能の向上を図る。

(6) 運行管理者・整備管理者講習の受講促進

乗務員に対する確実な点呼等のほか、車両点検等の指導、教育能力を向上させるため、運行管理者、同補助者、整備管理者を対象とした講習会への受講促進を図る。

(7) 陸災防佐賀県大会の開催

会員事業所における全従業員の労災防止の意識啓発のため、陸上貨物運送事業労働災害防止佐賀県大会を開催する。

(8) フォークリフト運転技能講習等の実施

会員事業所及び会員外事業所に幅広く呼びかけ、年間を通じてフォークリフト運転技能講習や登録技能講習、安全衛生教育等を実施する。

(9) リクムス（RIKMS）の普及促進

陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（リクムス）の導入を促すため、リクムス研修会を開催する。

(10) 労働災害防止関係機関との連携強化

佐賀県労働災害防止対策協議会をはじめ、災害防止のための関係機関と連携し、適宜適切な情報収集を行い、会員事業所に反映する。

(11) 新型インフルエンザ対策（等）への取り組み

国交省・佐賀県・全ト協等関係機関と連携し、必要な対策を検討し実施する。

4. 適正化事業の推進による法令遵守の徹底と輸送秩序の確立

(1) 適正化指導員の巡回指導及び広報活動啓発活動の推進

運輸当局と連携を図りながら、計画的かつ、重点的な巡回指導を行い、量・質ともに実効を期す。特に、運輸安全マネジメントの普及啓発を図るとともに適正な運送取引の確保並びに輸送秩序を阻害する要因の排除を期すため、事業者及び荷主企業並びに一般県民への広報啓発を行う。

(2) 安全性評価事業（Gマーク制度）への積極的な推進

利用者がより安全性の高い事業所選びが容易に出来るようにするため、事業者に積極的な申請を促し、評価認定が受けられるように指導する。

また、安全性評価事業（Gマーク制度）を荷主企業や国民一般へ広報啓発活動を通じ、広く周知する。

(3) 運輸支局、労働局との積極的な情報交換

適正化事業の効果的な推進を図るため、運輸支局、労働局との連携と情報交換を緊密に行う。

(4) 公共輸送モニター会議の開催

トラック運送事業の現状を理解してもらうと同時に業界に対する率直な意見、要望を聴取し、運輸業に反映させるためにトラックモニター会議を開催する。

(5) 白トラ行為等の防止にかかる啓発活動

「白トラ」「名義貸し」「過積載」情報等に対しては積極的な調査を行い、関係当局へ通報する。

また、受理した要望、苦情については真摯に対応する。

(6) 運行管理者試験事前講習会の実施

年2回開催される運行管理者試験の合格率向上を図るため、事前講習会を開催する。

(7) 適正化事業実施機関評議委員会の開催

年2回、評議委員会を開催して、適正化実施機関の組織運営の中立性、透明性及び公平性の確保を図り、適正化事業の着実な推進に資する。

(8) 適正化指導員の能力向上

適正化指導員に対する全国研修及びグループ研修に積極的に参加させ、資質・能力向上を図る。

5. 環境問題対策の推進

(1) アイドリングストップ等エコドライブ運動の推進

蓄熱マット・蓄冷式クーラー等の普及促進と併行し、アイドリングストップをはじめ、エコドライブ運動を推進し、定着化を図る。

(2) 省エネ運転研修会の参加促進

職場の指導的運転者を省エネ運転研修会（含おんが自動車学校）へ参加させ省エネ意識の高揚と職場における指導を図る。

(3) 環境対策に沿った助成事業の推進

低公害車の導入をはじめとした、環境対策に沿った各種助成事業を推進する。

(4) 行政機関等主催の環境対策事業への積極的参画

行政機関や関係団体等が推進するCO₂対策事業等へ積極的に参画するほか各種広報媒体を活用して、トラック運送業界の環境保護への取組姿勢を広く理解してもらう。

6. トラック運送事業の社会的認知向上のための施策の推進と広報活動の充実強化

(1) 各種メディアを活用した積極的な広報の実施

トラック運送事業への一層の理解促進に向け、ホームページの充実を図るほか、年間を通じて各種メディアを活用した積極的な広報を展開する。

(2) 「トラックの日」イベントの開催

10月9日の「トラックの日」に合せ、イベントを通じて広く県民に運送業界への理解を深める。

(3) 労災保険収支の改善等の推進

労災保険収支の改善、労災事故防止に向けたセミナーの開催、啓発ポスターの配付等の広報啓発を行う。

特に、労災保険未加入、未納事業所については社会的責任、法令遵守の点からも指導を徹底し、一掃を図るため、意識啓発を行う。

(4) 引越管理者等講習会の開催

引越に伴う各種トラブルを防止し、業界の信頼確保を図るため、引越管理者

等講習会を開催するほか、消費者との意見交換会等を開催する。

(5) 荷主懇談会、物流セミナー等の開催

運送事業への理解と協力を得るため、適正取引推進パートナーシップ会議を開催するほか、荷主との意見交換会や物流セミナーを開催する。

(6) 各種意見、陳情活動等の実現

自動車関係諸税や環境税等をはじめ、業界と密接に関連する諸課題については、積極的に意見広告を行うほか、国会議員等への陳情活動を展開する。

また、必要に応じて労働組合との意見交換会を開催する。

7. トラック協会運営体制の充実強化

(1) 全ト協・九ト協・関係機関、団体等との連携した諸施策の推進

(2) 社会情勢と会員ニーズに対応した組織運営

「会員のための会員による協会運営」を基本として、常に会員ニーズをとらえた協会運営を推進する。

また、協会職員の資質向上を図るため、各種研修等に積極的に参加させる。

(3) 支部及び部会活動の活性化

支部及び部会の組織の充実と、これらの自主的活動を活性化するための支援を積極的に推進する。

(4) 情報システム等の充実化

トラック協会の情報及び管理システムの充実化を図り、事務の合理化、業界に対する信頼確保と輸送効率の向上に寄与する。

(5) 公益法人制度改革に伴う公益（一般）社団法人認定移行への対応

運輸当局並びに全ト協と連携を図りながら、公益（一般）社団法人認定への移行のための諸準備を進める。

8. 緊急・救援物資輸送対策の推進

大規模災害時における情報ネットワークの整備を図るとともに関係機関、団体と連携を密にして緊急・救援物資輸送体制を確立する。